

保育料適正化におけるポイント

保育料基準額表の見直し

- 1号認定の保育料基準額表について、国基準額での保育料とする。
- 2・3号認定の保育料基準額表について、下記項目について検討し、適正化を図る。

年少扶養控除等のみなし適用の廃止

- ① 16歳未満については、1人あたり1万9,800円の所得割控除
- ② 16歳以上19歳未満については、1人あたり7,200円の所得割控除
- ③ 多摩地域26市のうち年少扶養控除等のみなし適用を実施している自治体は4市（清瀬市を含む）
- ④ 国及び都負担金における年少扶養控除等のみなし適用の経過措置が平成31年度末に終了
 - ※経過措置は平成27年度～平成31年度末までの5年間
 - ※経過措置期間中は毎年度約1,000万円ずつ国及び都負担金が減少
- ⑤ 平成31年度に現行保育料基準額表で年少扶養控除等のみなし適用を廃止した場合
 - 【資料5】
 - (1) 保育料の影響額：約3,800万円の増加
 - (2) 国及び都負担金の影響額：約1,000万円の減少
 - (3) (1) - (2) の差引額：約2,800万円の歳入増加

⇒市の財政負担が増加することから、年少扶養控除等のみなし適用の廃止を検討

階層区分の適正化

- ① 国の階層区分を基準とする ⇒継続
- ② 所得割課税額48,600円未満の階層が多い ⇒要検討
- ③ 中間層の所得割課税額区分の階層が少ない ⇒増やす
- ④ 所得割課税額397,000円以上の階層が多い ⇒要検討

年齢区分の適正化

- 26市の状況
 - ・2区分：19市（3歳児未満、3歳以上児）
 - ・3区分：4市（3歳児未満、3歳児、4歳以上児）（清瀬市を含む）
 - ・4区分：3市（0歳児、1・2歳児、3歳児、4歳以上児）

⇒2019年10月から幼児教育の無償化（3歳以上児）が予定されていることから3歳児、4歳以上児の区分は継続

⇒応益負担の観点から、0歳児を追加することを検討

保育料基準額表試算表

多摩地域 16 市の比較

□多摩地域 26 市のうち、所得税額で保育料算定をしている自治体や年少扶養控除等のみなし適用を実施している自治体等を除く 16 市と比較

保育料

□各市で階層区分が異なることから、国の階層区分を基準として 16 市平均の保育料を算出
【資料 6】

■パターン 1

年齢区分：3 区分（3 歳未満児、3 歳児、4 歳以上児）

保 育 料：各年齢区分において 16 市平均を採用

■パターン 2

年齢区分：4 区分（0 歳児、1・2 歳児、3 歳児、4 歳以上児）

保 育 料：0 歳児以外は 16 市平均を採用。0 歳児は 16 市平均（3 歳未満）の値に 0 歳児の区分を設けている 3 市を参考に 1.15 倍を乗じて算出。

階層区分 【資料 7】

□国の階層区分を基準に現行の保育料基準額表（27 階層）と 16 市を参考に 3 種類を作成

①30 階層：現行の表と比べ中間階層に 6 階層増加し、高い階層を 3 階層減少

②27 階層：上記①から低い階層を 3 階層削除

③20 階層：現行の表と比べ低い階層を 3 階層減少し、高い階層を 4 階層減少

影響額（平成 31 年度比） 【資料 8・資料 9】

単位：千円

		30階層	27階層	20階層
パターン1	保育料	25,420	25,605	32,812
	国都負担金	△ 10,000	△ 10,000	△ 10,000
	歳入合計	15,420	15,605	22,812
パターン2	保育料	30,432	30,613	37,816
	国都負担金	△ 10,000	△ 10,000	△ 10,000
	歳入合計	20,432	20,613	27,816